

平成21年第4回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

平成21年12月11日（金曜日）午後2時開議

- 日程第 1 議案第 1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 平成21年度御宿町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 議案第 4号 平成21年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第 5 議案第 5号 平成21年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第 6号 平成21年度御宿町一般会計補正予算（第8号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	松崎啓二君	2番	白鳥時忠君
3番	川城達也君	4番	新井明君
5番	石井芳清君	6番	伊藤博明君
7番	小川征君	8番	中村俊六郎君
9番	式田孝夫君	10番	貝塚嘉軼君
11番	大地達夫君	12番	瀧口義雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	佐藤和己君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君

産業観光課長	藤原 勇 君	教育課長	大竹 伸 弘 君
建設環境課長	米本 清 司 君	税務住民課長	岩瀬 由紀夫 君
保健福祉課長	瀧口 和 廣 君	会計室長	渡辺 晴 久 君

事務局職員出席者

事務局長	多賀 孝 雄 君	主任主事	市東 秀 一 君
------	----------	------	----------

閉議の宣告

議長（新井 明君） 皆さんこんにちは。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午後 2時00分）

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第1、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長の説明を求めます。

氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

職員の勤務時間など基本的な勤務条件につきましては、民間と均衡させることを基本としており、人事院では、毎年、企業規模50人以上の事業所を対象に、事務、管理部門の所定労働時間を調査しております。

この調査結果では、民間企業勤務時間は、平成16年から平成20年までの平均値で1日7時間44分、1週38時間48分となり、国家公務員の勤務時間より1日15分程度、1週1時間15分程度短い水準で定着していることから、国家公務員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分にする旨の勧告が昨年8月11日になされました。

夷隅郡市におきましては、職員の勤務時間は、平成18年4月1日から就労時間を5時15分から5時半に変更して間がないこと、たび重なる改正で住民が混乱することが想定されるなどの理由によりまして、改正の時期を検討してまいりました。

千葉県では、平成21年9月1日からの施行、また県内市町村の大半が既に改正を行っているという状況であることから、このたび提案をさせていただくものであります。

この改正により、職員の勤務時間は午前8時半から午後5時15分までとなります。実施時期につきましては、住民への周知期間を考慮し、平成22年4月1日からの施行としております。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第2条につきましては、1週間の勤務時間について規定したものでありますが、第1項中「40時間」とありますものを「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時から32時間」とありますものを「15時間30分から31時間」に改め、同条第4項中「32時間」とありますものを「31時間」に改めるものであります。

第3条につきましては、週休日及び勤務時間の割り振りについて規定しているものでありますが、第2項中「8時間」を「7時間45分」に改めるものであります。

次ページに移りまして、第8条の3の見出しを「（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）」に改め、同条第3項中「前2項」とありますものを「前各項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定」とありますものを「前2項の規定」に、また、「前項中『前条第1項第1号及び第2号に規定する職員』」とありますものを「第1項中『小学校就学の始期に達するまでの子のある職員』」に改め、第2項の下から3行目の「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」の次に「と、前項中『小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、その子を養育』とあるものは『要介護者のある職員が、当該要介護者を介護』という字句を加え、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加えるものであります。

「第2項、任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、その子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。」という1項を加えるものであります。

第12条につきましては、年次有給休暇について定めたものでありますが、第1項第3号を次のように改めるものであります。

「第3号、当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、御宿町以外の地方公共団体の職員、国家公務員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人に使用される者（国家公務員を除く。）又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下この号にお

いて「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員になったもの、その他規則で定める職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、40日を超えない範囲内で規則で定める日数」に改めるものであります。

次ページにつきまして、第12条第3項中「半日又は1時間(再任用短時間勤務職員にあっては、1時間)」とありますものを「1時間」に改め、同条第4項「再任用短時間勤務職員」とありますものを「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改めるものであります。

附則1につきましては、施行日を定めたものであります。

附則の2につきましては、職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第15号)の一部を次のように改正するものであります。

第2条につきましては、育児休業法に基づき、育児休業することができない職員を規定したものでありますが、第4号中「第4条第1項」を「第4条第1項又は第2項」に改めるものであります。

第3条につきましては、育児休業ができる特別の事情について規定したものでありますが、第1項中「養子縁組等により職員」とありますものを「養子縁組等により当該職員」に改めるものであります。

第11条につきましては、育児休業法に基づく勤務時間について規定したものでありますが、1週間あたりの勤務時間を短縮するもので、第11条各号中「20時間、24時間又は25時間」とありますものを「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改めるものであります。

第16条の表第14条第1項各号列記以外の部分の項右欄中「8時間」とありますものを「7時間45分」に改めるものであります。

第18条の表に次のように加えるものです。

「第21条の5再任用職員、短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に限る。)」。

以上のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(新井 明君) これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

基本的には、職員の労働時間の短縮につながる条例の改正かというふうに理解をしておりますが、そもそも日本は、働くルール、世界の基準というべき国際労働機関ILOが採択をいたしました183の条約、そのうち日本が批准をしているのはわずか48の条約ということでありませう。8時間労働制におきましては、これは既に90年前に採択をされたものでありますが、日本はいまだ批准をしていないということで、この点につきましては、一刻も早く諸外国並みの労働環境を日本もとるべきだということを一言申し上げさせていただきたいと思っております。

そして、それでは、具体的に、この15分を短縮したわけでありませうけれども、これで例えば残業等ありますね。きのうの議会で、こうしたものについては、問題があるものについては善処していくということで、町長もみずからそういう答弁をなされたわけでありませうけれども、これは、今度それは何分からになるんですか、最低の単位で。それから、基本的にはこの15分で延長、一部今、試行的にフレックス、時間延長でやられている部署があるということですが、その辺のところを現実的に、身の回りも片づけて、職員は一般的には何時に帰られるんですか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 時間外の手当につきましては、時間は1時間単位となります。

30分になりますと切り上げで1時間ということで支出をしております。

それから今回、ちょっと補足説明で申し上げますと、今回この改正で大きく変わるとしまして、時間外の単価が変わってまいります。1日8時間が1日7時間45分になることによりまして、例を申し上げますと、平均給与で申し上げますが、時間単価で、これは普通の時間外単価ですね、1.25倍ということなんです、これで70円の増額となるところです。今回、これが15分短縮されますと、フレックス等についてはその分、15分の過負担になってくるということになるわけでありませう。これにつきましては、前回もご説明申し上げましたように、ローテーションで対応できないものについては時間外を出すということで、今、対応させていただいているところであります。

よろしくお願いを申し上げます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 具体的には5時15分ですか。そうしますと、一般的には職員は何時に退庁することになるんですか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 職務、担当によって異なりますし、また、職種によっても違うというところもあるんですけども、おおむね5時15分を目安に、机の上を整理していくということだと思いますが、日中、相談活動をされている職員等については、残って時間外で事務をするという、中にはその時間外を請求されない職員も多い状況であります。

議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第2、議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長の説明を求めます。

氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、議案第1号の提案理由と同様で、職員の勤務時間の改正に伴い、関係条文の改正を行うものであります。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和30年条例第8号）の一部を次のように改正するものであります。

第14条については、時間外勤務手当について定めたものであります。第2項中「8時間」とありますものを「7時間45分」に改めるものであります。

附則につきましては、施行日を定めたものでございます。

よろしく願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 2 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第 3 号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第 3、議案第 3 号 平成21年度御宿町水道事業会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

米本建設環境課長の説明を求めます。

米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） それでは、初めに、補正予算書の 1 ページ、第 2 条資本的収入及び支出から説明いたします。

支出科目の第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費2,000万2,000円に393万8,000円を増額し、資本的支出を8,574万7,000円とするものです。

次に、3 ページの事項別明細書にて説明いたします。

資本的支出の建設改良費、原水及び浄水費の備品購入費393万8,000円を増額につきましては、浄水場集中制御装置用の非常電源装置と浄水場の原水流量計の購入費用をお願いするものです。

浄水場集中制御装置用非常電源装置は、集中管理システムの非常電源として、停電時でも電気を供給し作動できるようになっていますが、老朽化のため電圧が低下し、十分な充電ができない状況でございます。

また、浄水場原水流量計は、ダムから取水した水の量を測定するもので、その量に合わせてる過の水量を計算するようになっていますが、同じく老朽化により流量の測定にずれが発生していますので、購入するものです。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

3ページ、建設改良費ということで、ただいまご説明あったわけでありましてけれども、これは浄水場集中制御装置用非常電源ということで、これが例えば作動なくなると、大変大きな事態が想定されるという内容のものだろうというふうに思うわけでありましてけれども、これは、設備してからどの程度たつものなんでしょうか。それから、そういう中では、耐用年数と申しましょうか、一応、一つ一つの機器の基本的な年数というのがあるんでしょうか。

本来であれば、多分これは非常に大事な装置であるというふうに思いますので、やはり一定の中で、きちんといわゆる予算組みをして、簡単に言えば、当初予算、もしくは実施計画、基本計画の中にこういうものは整備の方針というんでしょうか、そういう形でのせておくべきものではないかなというふうにも思うわけでありましてけれども、これが設備されたときですね。それから、たしか最近も同様に、非常電源と申しましょうか、同じような内容の補正予算が出たかというふうに思うんですけれども、それとこれとはまた違うものなんでしょうか。その辺も含めまして、いわゆる浄水場の整備、管理、そういうものについてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 浄水場の施設につきましては、昭和52年供用開始しております。

それで約33年ほどたっているということです。今回のものについては、新しく、今回初めて導入するというところでございます。

また、補修計画等につきましては、平成18年度に一応機械類については見ていただいた主要機械類ですね。そういう中で、不具合のものあるいは耐用年数等にもうかかっているというものがございしますが、それを全部、一概にはできないというのが現在の状況でございます。そういう中で、その都度、不具合の生じたものについては率先して直していくというようなことを計画しております。

また、33年たつと、部品等につきましてはもうつくっていないものもございしますので、部分的に補修をするというような状況ができないものもございしますので、よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

平成18年度に補修計画をされたということでありまして、そもそもこの非常用電源というのは、例えば試運転ですね、防災設備例えば消防なんかについても、月1回の試運転等もやりながら、機材がきちんと正常に稼働するのかどうかということを確認をしているわけでありまして、この非常電源というの、いわゆるそういうバックアップシステムだというふうに思いますので、それについての基本的な管理方法というんですか、それについてはどのようなようになっているのでしょうか。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） この施設に係る管理の仕方ということでございますけれども、予算的に、毎年行うわけにはちょっといかないなと思っています。

そういう中で、給水に直結する施設については、今後、定期的にはやっていかななくてはいけないのかなとは考えております。

議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第4、議案第4号 平成21年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第4号について説明いたします。

予算書の事項別明細書6ページより説明いたします。

3 款の国庫支出金の出産一時補助金は、歳出で計上されている出産一時金が10月より38万円が42万円と4万円引き上げられました。

10月以降の出産が6人見込まれ、4万円引き上げ分の6人、24万円に対して、国庫補助が2分の1ありますので、12万円の追加でございます。

4 款の療養給付費等交付金は退職被保険者等高額療養費に対する交付金で、67万2,000円の追加です。

8 款一般会計繰入金として672万4,000円の追加で、その内訳は説明欄のとおりでございます。

9 款繰越金として、平成20年度の繰り越し1,008万4,000円を充当して、収支の均衡を図りました。

歳出について説明いたします。

8 ページをお願いいたします。

総務費は、高額医療費と高額介護費用に対する給付が今年度から始まりまして、この電算処理のための委託料の計上で80万7,000円の追加でございます。

2 款の保険給付費については財源更正でございます。

同じ款で、2 項の高額療養費の1 目一般被保険者高額療養費については、重度障害者の診療があったため、給付費の補正で1,412万2,000円の追加です。

2 目の退職被保険者等高額療養費については、不足分として67万2,000円の追加です。

出産育児一時金につきましては、出産育児一時金が38万円が42万円に改正されたための不足額の補正で、176万円の追加です。

3 款後期高齢者支援金等については、現役世代の負担分について支払基金への納付額が確定したため、不足額23万9,000円の追加です。

6 款介護納付金については財源更正です。

以上、歳入歳出それぞれ1,760万円を追加して、予算の総額を10億4,769万2,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第5、議案第5号 平成21年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長(瀧口和廣君) 議案第5号について説明いたします。

予算書の事項別明細書6ページよりご説明いたします。

6款繰入金として、1款1項一般会計繰入金として227万8,000円の追加です。

保険給付費の法定割合分12.5%を繰り入れするものです。

7款繰越金として平成20年度の繰越金1,596万6,000円を充当し、収支の均衡を図りました。

歳出について説明いたします。

2款保険給付費の1目介護サービス等諸費について負担金補助及び交付金として1,495万円の追加です。内訳については、説明欄のとおりです。

本年4月から始まりました介護従事者処遇改善に伴うサービス提供事業所等でのサービス提供や新規加算が増額改定により増額となった分の補正でございます。

次に、2目介護予防サービス等諸費について、負担金補助及び交付金として323万1,000円の追加です。介護予防サービスが定着し、居宅サービス利用者が増加したことと、介護予防サービス提供事業所の新規加算金が増えたことにより増額となりました。また、居宅介護予防支援計画の作成人数が増加したものであるものです。

次に、2項その他諸費の1目審査支払手数料については6万3,000円の追加です。介護サービス利用者の増加に伴う補正でございます。

以上、歳入歳出1,824万4,000円を追加し、予算の総額を6億8,218万8,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長(新井 明君) これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5 番（石井芳清君） 5 番、石井です。

7 ページ、介護サービス等諸費及び予防サービス等諸費という中でお伺いをいたしますが、利用者の増というようなご説明があったというふうに思いますが、いわゆる介護保険計画との兼ね合いの中で、どういう特長があるのでしょうか。一応増ですから、当初予算ベースから見れば利用者が増えたというふうには思えるわけですが、特長的なことがあればご説明いただきたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 今年度、第 4 期介護保険の計画を立てたところでございますけれども、この特長としては、通所リハビリ関係の給付が特に 5 % ぐらい伸びておりまして、既にこの 4 期計画を超えているものもあります。特に通所リハビリなどは 4 期計画を既に超えているような状況でございます。

議長（新井 明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 5 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいまより暫時休憩といたします。

（午後 2 時 3 0 分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 5 1 分）

議案第 6 号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第 6、議案第 6 号 平成 21 年度御宿町一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題といたします。

木原企画財政課長の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第6号 平成21年度御宿町一般会計補正予算（案）（第8号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ3,950万円を追加し、補正後の予算総額を29億8,160万2,000円と定めるものであります。

今回の補正の主な内容でございますが、高齢者や心身障害者に係る扶助費の追加を初め、新たに補助採択を受けました緊急雇用関係経費やJ - A L E R T、全国瞬時警報システムの改修費用のほか、災害等で緊急対応の必要な道路の改修費、さらには国民健康保険、介護保険特別会計への繰入金について補正を行っております。

補正財源といたしましては、県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金や、J - A L E R T、全国瞬時警報システムの改修に伴う防災無線改修負担金に加え、平成20年度からの純繰越金1,855万9,000円を充て、収支の均衡を図りました。

続いて、予算書の5ページ、第2表地方債補正についてご説明申し上げます。

今回追加する地方債は、南房総広域水道企業団に対する耐震補強工事に伴うものであります。上水道一般会計出資債で限度額が90万円とし、借り入れする際の利率は5.0%以内とするものです。財源措置といたしましては、今年度の普通交付税において一部算入されます。

それでは、補正予算の各費目にわたる詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿ってご説明させていただきます。

8ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございますが、12款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金、1節老人福祉費負担金で41万3,000円です。

内訳でございますが、老人ホーム入所者負担金で33万7,000円、介護老人ホームへの入所措置対象者が1名増えたことによるものであります。また、生活管理指導員派遣負担金8,000円、生活管理指導短期宿泊事業負担金6万8,000円は、介護認定を受けていない方が一時的な在宅支援や短期入所を利用した場合の負担金であり、利用実績が当初見込みを上回ったことによるものです。なお、負担割合については、条例に基づき、利用額の1割を負担することとなります。

2節児童福祉費負担金200万円は、入所園児が6名増加したことによる負担金の増額です。

14款国庫支出金ですが、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節保険基盤安定負担金96万7,000円です。国民健康保険における保険者へ支援分として被保険者1人あたり徴収実績

に応じて交付されるものです。

2節心身障害者福祉費負担金は更生医療に係るものです。実績が当初見込みを上回ることから、41万9,000円を追加するものであります。

次に、15款県支出金ですが、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節保険基盤安定負担金で265万1,000円、国庫負担金同様、国民健康保険における保険者支援分として基準額の4分の1が負担されるほか、保険税軽減世帯に係る基盤安定分として軽減額の4分の3が負担されるものです。

2節心身障害者福祉費負担金21万円は、国庫負担金同様更生医療に係るもので、実績が当初見込みを上回ったことによるものであります。

5目総務費県負担金357万5,000円は、J - A L E R T、全国瞬時警報システムの改修費用に係るもので、その全額を国及び県が負担するものであります。

2項県補助金につきましては、1目総務費県補助金、4節千葉県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金で568万円です。新公会計制度対応に係る整備費用が新たに県のふるさと雇用再生特別基金事業の補助採択を受けたことによるものであります。

また、5節県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金409万7,000円につきましては、現下の雇用情勢を踏まえて、新雇用10名の追加割当内示があったことによるものです。

内容につきましては、歳出予算で改めてご説明させていただきますが、円滑な事務の執行並びに住民サービスの向上に寄与すると思われる事務事業6事業について事業採択を受けております。

4目農林水産業費県補助金は、高山田地区地域保全会の環境保全の向上に対する取り組みに補助されたもので、新たに1万9,000円の追加内示があったことによるものであります。

次に、17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金は、活力あるふるさとづくり基金寄附金として新たに1件1万円の寄附があったことによるものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、平成20年度からの純繰越金で、1,855万9,000円です。

10ページに移りまして、21款町債、1項町債、3目衛生債で90万円、先ほど第2表の地方債補正でご説明させていただいたものであります。

以上、歳入予算として合計3,950万円を追加補正しております。

次に、歳出予算についてご説明させていただきます。

11ページをごらんください。

2 款総務費ですが、1 項総務管理費、1 目一般管理費、7 節賃金で90万9,000円、指名業者の登録更新時期を迎えることから、申請受付事務について臨時職員を雇用するもので、県の緊急雇用創出事業を活用して実施するものです。雇用人員は3名で、1月から3月までの3カ月間を予定しております。

13節委託料568万円、地方財政健全化法に基づき、新公会計制度に対応した財務諸表の作成、開示が平成23年度から必要となったことから、これに伴う業務を県のふるさと雇用再生特別基金事業を活用し実施するものであります。

3 目財産管理費、7 節賃金で60万6,000円は、公共施設の施設維持並びに安全管理に努めるもので、県の緊急雇用創出事業を活用し、臨時職員2名を雇用するものであります。

11節需用費で10万円は、庁舎職員玄関のドアノブが経年劣化により不具合を生じ、警備にも支障を来すおそれがあることから、早急な対応をするものです。

13節委託料139万6,000円は、清掃業務を委託するもので、こちらも県の緊急雇用創出事業を活用し、来庁者の皆様が快適に利用できる庁舎管理に努めてまいります。

7 目防災諸費ですが、地域防災計画を見直す必要がありますことから、基礎資料の作成事務について臨時職員1名を雇用するもので、県の緊急雇用創出事業として4節共済費で4万8,000円、7節賃金で35万円を補正するものです。

13節委託料10万8,000円につきましては、電波法に基づき防災無線設備等进行检查するものであります。

15節工事請負費の357万5,000円は、J - A L E R T、全国瞬時防災システムの不具合を解消するため、全額国・県の負担により実施するもので、アンテナの整備及び防災無線宅の改修するものであります。

10目活力あるふるさとづくり基金積立金、25節積立金は、活力あるふるさとづくり基金寄附金として新たに1件1万円の寄附がありましたので、条例に基づき積み立てるものであります。

次に、2 項徴税費、1 目税務総務費、4 節共済費8万9,000円、7 節賃金で35万円は、滞納処分の強化を目的とした滞納者の財産調査や実態調査を県の緊急雇用創出事業を活用し実施するものです。雇用人員は1名を予定しております。

18節備品購入費、53万円の減額ですが、国の第1次補正予算に伴う地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、環境に配慮した公用車を4台購入いたしましたが、入札により差金が生じたことから、減額をするものであります。

23節償還金利子及び割引料で41万9,000円は、法人町民税、固定資産税の還付金及び還付に

伴う加算金であります。

12ページに移りまして、3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費、4節共済費4万5,000円、7節賃金で34万9,000円は、町民サービスの向上を目的に各種諸証明等を迅速に発行するため、臨時職員1名を雇用し、県の緊急雇用創出事業を活用し、実施するものであります。

次に、3款民生費ですが、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金は国民健康保険特別会計にかかわるもので、保険税軽減世帯数の増加や出産育児一時金の対象者が新たに4名増加したこと等により、繰り出し基準に基づき672万4,000円の追加をするものです。

2目老人福祉費は、13節委託料で196万1,000円です。内容としましては、養護老人ホーム入所措置対象者が1名増えたことのほか、一時的な在宅支援や短期入所の利用実績が当初見込みを上回ることによるものであります。

また、28節繰出金227万8,000円は、介護保険特別会計にかかわるもので、保険給付費が当初見込みを上回ることから、増加分について法定負担12.5%について追加繰り出しするものであります。

3目心身障害者福祉費、20節扶助費120万9,000円は、更生医療費にかかわるもので、実績が当初見込みを上回ったことによるものです。

23節償還金利子及び割引料につきましては、前年度の補装具更生医療費にかかわる国庫負担金返還金であり、概算見込みで交付されておりましたが、実績が確定したことから、超過分376万4,000円について返還するものであります。

続いて、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、7節賃金で81万7,000円ですが、放課後児童クラブの参加者が定数の上限に達しておりまして、児童の安全面などを考慮し、受け入れ態勢の強化を図るため、臨時職員1名について追加するものです。

また、3目保育所費、7節賃金196万9,000円は、入所園児が6名増加したことに伴い、臨時職員の追加をお願いするものです。

次に、4款衛生費でございますが、1項保健衛生費、3目環境衛生費、11節需用費で78万6,000円、内訳といたしましては、消耗品15万円、公衆トイレの清掃用消耗品やトイレトペーパーを追加購入するものです。

燃料費20万円、修繕料43万6,000円につきましては、ビーチクリーナーにかかわるもので、予算に不足が生じることから、補正をお願いするものです。修繕内容につきましては、プロペラシャフト等について補修するものです。

13節委託料につきましては、経済対策臨時交付金事業としてミヤコタナゴの生息地の環境保

全を計画しておりますが、放流えさの購入において差金が生じたことから、50万円を追加し、一層の保全に努めようとするものであります。

18節備品購入費の減額は、公用車購入にかかわる入札差金の減額であります。

5目保健指導費につきましても、同じく公用車購入にかかわる入札差金の減額を行うものであります。

2項衛生費ですが、2目じん芥処理費、7節賃金で153万2,000円、定員抑制に向けた取り組みとして、環境課のスタッフ1名について清掃センター職員で対応することに伴い、清掃センター臨時職員1名分について賃金追加をお願いするものです。

3項上水道費、2目上水道建設費は、南房総広域水道事業団が実施する水管橋耐震補強工事に伴う出資金で、96万9,000円の追加です。耐震性能が不足している水管橋53キロについて、当初平成22年度以降に実施する予定をしておりましたが、うち1橋について、1年繰り上げて実施することとなったため、このたび出資するものです。

14ページに移りまして、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、11節需用費で1万9,000円は、環境保全の向上を目的とし、高山田地区の地域保全会の環境保全に対する取り組みに対しまして、県の農地・水・環境保全向上活動推進交付金の追加内示があったことにより、事務費を追加するものです。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金にかかわる充当財源の更正であります。

次に、7款土木費ですが、1項土木管理費、1目土木総務費、11節需用費で12万円、10月上旬に発生いたしました台風の影響により、町内2カ所のターミナルの支柱が折れたこと、また役場前の町道0105号線の街灯タイマーが老朽化により故障したことから、早期に補修するため、このたび追加補正するものであります。

2項道路橋梁費、1目道路維持費、15節工事請負費で55万円は、同じく10月上旬発生の台風の影響により、老人ホーム外房付近にかかっております橋の橋脚部分が割れ、現在通行どめとなっておりますことから、早急に対応を図りたく、橋の修繕並びに町道等の復旧費用をお願いするものであります。

8款消防費ですが、1項消防費、2目非常備消防費で25万円の減額、経済危機対策臨時交付金事業といたしまして、町消防団員の活動服を購入いたしましたが、入札差金が生じたことから、不用額につきまして減額するものであります。

3目消防施設費、15節工事請負費で145万円は、町消防団の本部2階に設置してあります空

調機が設置から17年が経過し、運転に不具合が生じていることから、機器の取りかえを行うものです。

次に、9款教育費ですが、1項教育総務費、2目事務局費で53万円の減額、こちらも公用車購入に伴う入札差金の減額であります。

2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費で15万円は、経年劣化により御宿小学校消火栓用貯水槽の取水バルブが故障したことから、早急な対応を図りたく補正をお願いするものであります。

15節工事請負費は、地域活性化・臨時交付金を活用し実施いたしました御宿小学校のトイレ洋式化工事の完了に伴う工事費の差額を減額するものです。

2目教育振興費は、要・準要保護児童及び特別支援学級に通う児童の親に対して補助されるもので、不足額が生じたことから、追加補正をお願いするものであります。

5項保健体育費、2目体育施設費、11節需用費で12万円、経年劣化のため旧岩和田小学校体育館トイレのフラッシュバルブが壊れたことにより早急な対応を図る必要があることから、補正をお願いするものであります。

10款災害復旧費、2項公共土木災害復旧費、1目土木施設災害復旧費で300万円は、10月上旬に発生いたしました台風の影響により、上布施地先の準用河川上落合川の護岸が一部決壊したことによるものでございます。降雨量としては少なく、補助災害事業には該当いたしません。緊急性を要するため、単独災害復旧事業として対応したく、工事費の補正をお願いするものです。

以上、歳出予算総額3,950万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を29億8,160万2,000円とするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

まず、5ページの地方債の補正ということで、水道企業団出資事業ということで、具体的に歳出のほうでは、1年繰り上げ実施によるものというようなご説明があったわけですが、導水管でしょうか。これはかつてこう大多喜からずっと館山まで非常に長い導水計画という中で、鴨川地区がいわゆる蛇紋岩ということで、大変土質が悪いということで、当初大変大きな問題になっておりましたし、一時、修繕、施工後さらに修繕をしたというような経過もあった

というふうに思うわけでありましてけれども、今回の工事というのはどういう工事になっているのでしょうか。具体的な内容についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） ただいま土質関係というお話もありましたけれども、今回のものについては、平成9年に水道施設の耐震工法指針というものが改正になりました。それに基づいて、明確な耐震性目標水準が示されたということでございます。そして書類等の審査、構造計算等の審査を行いまして、耐震補強工事が必要だということになったわけでございます。

場所的には、万木水管橋が該当してあるということで、平成22年度に対応するというのですが、平成21年度に繰り上げてやるということでございます。内容的には、中間橋脚、両側のほかに真ん中に橋脚がございましてけれども、その基礎部分に新規のくい打ちを施工しなければならないということで、当初計画していた工事費の増額変更が想定されるということで、1年繰り上げて設計をするということでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

平成9年度の耐震工法の指針の変更という内容でございますが、そうしますと、これは1カ所なんですか、何カ所かあるのでしょうか。全体的に多分あるのではないかなというふうに思いますけれども、今回のこの指針見直しの検査によって、どの程度の規模、箇所と申しましょうか、そういうものがあるのでしょうか。それがまた多いようであれば、年次計画等で多分修繕をしていくのかなと、もしくは一過性なのかちょっとわかりませんが、そういう耐震検査による改修内容というか、計画と申しましょうか、それが御宿町、財政的にどう影響があるかというのを一番知りたいわけでありましてけれども、今回約90万円ちょっとですか、100万円近い金額が予算は出ておったかと思っておりますけれども、これで1回で終わればこれで済むでしょうし、多数あれば、今後どういう町財政に対しての影響があるのかということについてお伺いしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 全体の橋につきましては、全部で69橋ございます。そのうちのレベル2、震度6以上の耐震性が不足しているという結果が出たものが13橋ございます。その中で年次計画ということでございますが、現在の計画ですと、平成27年度までにこの13の橋の耐震設計、また耐震工事を行うということでございます。また、この水管橋の耐震補強に関して御宿町の出資金ですが、本年度は90万円増ということでございますけれども、これが完

了する平成27年度までには、御宿町としては約480万円程度の増があるということでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

平成27年度までほぼ同額の、直接には出資金でありましようけれども、この導水管の補修に係る費用がかかるということで理解をいたしました。

それでは、次に移ります。

11ページであります、一般管理費、臨時職員賃金ということで90万9,000円ですか、ただいまのご説明では雇用対策ということで、明けてこの1月から3月までということで、6事業10名というようなご説明をいただきましたか、そういう雇用を図るんだというような内容であったかというふうに思うわけでありませうけれども、ご承知のとおり、非常に経済状況が厳しい中で、失業手当ももう既に使い切っても仕事が見つからないということが、全国的に多数ニュース報道されているわけでありませうけれども、この期間、終わった後、これはどうされるんでしょうかね。わかりますか。要するに、緊急雇用で一時、3カ月間職にありついたらと。3カ月後にはまた路頭に迷うと。そういうことになるんでしょうか。

それとも、もう一点は、じゃ、この期間、いわゆる職探しと申しませうか、そういうものについては、この人たちはどういう扱いになるんでしょうか。基本的には失業対策ですから、失業した方に対してこういう臨時の雇用の場を与えるという趣旨ですよね。多分そういう事業内容になっていると思うんです。町としてはその期間、3カ月間の中に終わる、そういう事業に充てるということだと思っただけですけれども、当人はもともと失業された方ですから、3月以降また失業者に戻るということなんでしょうか。その辺について、それとその間の仕事の職探しと申しませうか、そういう扱いについてはどういう扱いになるかということについて伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） これについては、平成21年度から平成23年度までに国のほうは雇用対策ということをやっています。その中で2種類ございまして、まずは緊急雇用というのが6カ月以内、これについては、次の職に移るまでのつなぎの期間ということが一点あります。それともう一点がふるさと雇用ということで、3年間継続して雇用する場合、それについては、将来的に正規職員を含んで雇用すると、その2制度があります。今回、千葉県で市町村で1,700人を雇用するというので指示がございまして、そのうち御宿町は10名の割り当て

があったということです。今回、お願いしたのは、緊急雇用、短期の分についての雇用ということですが。

(石井議員「それはわかっているんです。4月以降……」と呼ぶ)

議長(新井 明君) 木原企画財政課長。

企画財政課長(木原政吉君) 今年度について、短期の場合についても同じになったのは、今回10名ございます。6カ月以内の中で……

議長(新井 明君) 5番、石井芳清君。

5番(石井芳清君) それはわかっているんですよ。ですから、3カ月ですね。だから4月以降その人たちはどういう、簡単に言えば離職するわけでしょう、解雇するわけでしょう。3カ月しか雇用しないわけですから。もともと失業した人を緊急的に労働の場を与えるというのが今回のこの趣旨ですよ。ですからそれ以降、この短期の場合の人たちですよ。4月以降、そういう人たちはどういう境遇、待遇に置かれるんですかということです。

それからその期間、じゃ、そういう雇用に対する活動というのはどういう対応になるのかということです。できるのかできないのかということも含めてです。

議長(新井 明君) 木原企画財政課長。

企画財政課長(木原政吉君) 今言った短期の緊急雇用につきましても、これは平成21年度で終わるわけではなくて、平成22年度、23年度という中で続いていきます。ですから3月で一たんやめる職種と、年度をまたがって6カ月以内で雇用される職種と入ってきます。それについては、平成22年度まだ採択されておりませんので、その要望の中でやっていきますけれども、基本的には6カ月以内の中で、緊急雇用については雇用していくということであります。

議長(新井 明君) 5番、石井芳清君。

5番(石井芳清君) 了解いたしました。とりあえず町というのは3月までの予算編成ということで、3カ月分の事業費の予算計上をしたという理解です。

あと、そうはいつでも、じゃ、雇用のほうをどうするのかというのはあるわけですから、その辺も含めまして、町としても労働者に対する指導援助というものも当然また必要になってくるというふうに思いますので、そうした配慮を願いたいというふうに思います。

次に移ります。

同ページで財産管理費であります。これは13節委託料の中で、清掃業務委託というのがございます。これは具体的にどういう内容になるのでしょうか。たしか今、御宿町においては、職員の皆さんで、庁内の基本的な清掃をいただいているというふうに理解しているわけで

ありますけれども、それは現在、何時ごろそれはやっているのかということと、どの程度の時間が1人当たり要するのかということ。それからこの清掃業務というのは、それがどのように変わっていくのか、どういう目的でこういう事業を組むのかということについてお伺いをしたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 今回の補正につきましては、本町ではこの行政改革の一環として平成19年から職員による庁舎内清掃を実施しております。基本的には平日17時15分から15分間ということで、1日17名の職員でトイレ、階段などの清掃を行っている実態であります。しかしながら、今、フレックス制であるとか、そういったことによりまして、職員が清掃ができないような状況も間々見受けられるということでございまして、住民の財産である町庁舎の良好な管理と地域の雇用の安定の観点から、今回、清掃業務の民間委託を提案をさせていただいたという内容となっております。この事業につきましては、先ほども企画財政課長の説明がございましたように、平成22年度、23年度まで継続されるということでありますので、新年度も同じような提案をさせていただければなというふうには考えております。

よろしく申し上げます。

1人の清掃時間は概ね15分です。概ね15分ですが清掃場所によっては、30分以上要する箇所もあります。

（発言する者あり）

総務課長（氏原憲二君） 8時間ですね。2名になります。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

2名による8時間ということで、通常の中で清掃が行われるということによろしいわけですね。2人で1日ですね。

ですから例えば雨の日など、やはり玄関とか通用門とか汚れるわけですがけれども、そういう部分もこれからはきちんと行うということですか。わかりました。これも職員の作業環境の改善ということでございますので、理解をいたしました。

次に移ります。

同ページのこれは7目防災諸費の中でありますが、この請負工事でしょうか。J - A L E R T、全国防災システム改修ということのようでございますが、これをやりますと、防災無線のいわゆる二重三重という形で、大変聞き苦しい状況があったかと思っておりますけれども、こうした

ものもこれは改善になるのでしょうか。その辺について、この内容についてお伺いしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 今回、国のほうからの交付金の内示に伴いまして、この詳細についてはまだ示されておられません。ですから詳細な内容の改修内容はどのようなものなのかというのは、まだ定まっておりませんが、交付金の内示をいただいた文書の中には、これまで誤操作に近いようなものがあったんだということで、そういったものを受信側の町のソフトウェアの整備なども含めて実施していくということでありまして、これが整備されれば、これまでのようなそういう聞きづらい放送は解消されてくると思っております。

よろしく願い申し上げます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

それとちょっと前後いたしますが、その前の防災諸費の臨時職員の賃金というのは、これは防災計画の見直しとおっしゃいましたが、これも大分前に、たしか赤い冊子ですよね。あれだというふうに思うんですけれども、あれも基本的には毎年見直しをしてどんどん更新をしていくと。いわゆる例規集と同じような、そういう扱いの計画だというふうに思うんですね。それともう一点は、これを見直すとそれに伴ういわゆる地域防災組織というのがございますよね。それがもう各区全部できているわけですけれども、そうしたものも当然こう突合していきながら、見直しをしていく必要もあるかと思うんですけれども、この計画、どの程度の見直しになるのか。それから、この見直しの期間と申しましょうか、それも含めて、それから今言ったところまで当然入ってくるのかも含めて、お伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） この地域防災計画につきましては、平成13年3月1日に策定をされたものでございまして、既に9年目を迎えておるという状況にございます。現在、千葉県の防災計画の見直し作業が進められております。これを受けまして、町では平成23年、24年度の2カ年で、見直し作業に入っていくということになりますが、その前提として基礎データを今回この雇用対策を登用して、パソコンによるデータの調整をしていただくということで考えております。

この改定につきましては、平成25年度から新しいものになると。これは全面改定ということでありまして。防災対策につきましては、この9年間に大きく変動が見受けられるところであり

まして、そういったものすべて見直しになってくるというような説明を受けております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

そうしますと、先般協議会で耐震計画でしたか、そうしたものも、それはこれとの関係というのはあるのでしょうか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 耐震計画等についてはこの中には掲載はされませんが、ただ、その中で今、県でいろいろ調査をやっている分があります。そういったものについては、すべてこれにのって来ると思います。地震の関係であるとか、津波の関係ですね。危険箇所のマップであるとか、そういったものについては、こちらに掲載がされるということになると思います。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 石井、了解いたしました。

大変大がかりなものということになるようですので、これも多分詳細な調査とともに、町民の皆さんの声なども聞きながらやっていかれるかと思いますが、慎重な策定をお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。

同ページの総務費で、備品購入費というので、公有自動車ということで53万円の差金というご説明でありましたが、これは都度都度出てまいりまして、計4台と申しますと大変な金額になるわけですが、これ、軽自動車ですので、53万円というのは3分の1ぐらいの金額になるわけですが、この契約の内容ですね。こういった計画があったのかということと、それからこれは先ほどの国の特別の対策基金のほうから出ていると思いますので、この残金の扱いについては、200万円ぐらいになりますか、それはどういう扱いになるのかについてお尋ねしたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） この公用車の購入の補正予算につきましては、7月9日の臨時議会でご承認をいただいた内容となっています。内容としましては、公用車で17年以上を経過したのものについて、今回は税務住民課、それから建設環境課、保健福祉課、教育課ということで予算組みをそれぞれしたわけですが、購入にあたっては、一本化で発注することによって、経費節減につながるであろうと、共同して経費削減等が期待できるだろうということで

ございます。

発注にあたりましては、町内に取扱業者が6社ほどございます。しかし、指名参加願いが1社もなかったということで、6社すべてにその意向の確認をいたしました。指名参加の希望はございますかということで通知いたしました。残念ながら6社とも希望がないということでした。今現在、平成17年排ガス基準75%低減及び平成20年度燃費基準25%達成車という、クリア項目があるわけでありましてけれども、これを達成する業者3社ダイハツ、スズキ、スバルで入札を行ったところであります。

最終的には、スバル、ステラという車種であります。そちらで落札ということになりました。1台あたりが97万円ということで、1台150万円の予算でございましたので、それぞれ53万円を今回減額をさせていただくということであります。

これにつきましては、企画財政課のほうで最終的な経済対策についての執行状況を今確認しております。全体的にそれが余るようであれば、当然のことながら残すことのないように、追加の補正をまたお願いしたいなということで考えておりますが、まだその状況が定まっておられませんので、いましばらくお待ちいただきたいというふうに考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。了解いたしました。

次に移ります。

13ページであります。衛生費、環境衛生費の中でありまして、需用費、消耗品費ということで、15万円の補正ですか、先ほどの説明ではトイレトペーパーが主なものというような説明がございましたが、具体的にこの消耗品費の中身について伺いをしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 例年の使用量に比べますと、2.5倍から、種類によるんですが1.1倍ということで量がふえております。この量がふえた要因ということでございますけれども、トイレの清掃専門の作業員を1人つけたということで、今までは月曜日、金曜日の午前、午後分けて清掃作業をしていたということですが、本年度から週2日休み、今、清掃を重点的にやっていただくということで、このトイレトペーパーの現場での不足に対応する期間が短くなったということで、量がふえたということでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

清掃する日にちが多くなったということでありまして、いわゆる今年は400周年ということで、大変こう、町に来場する方も多し、町内の皆さんもいろんな施設を見に回ったりとか、いろんなイベントに参加したりとかされているというふうに思うんですけども、そういった中での増というような、そういう集計というのはあるのでしょうか。あとは例えばくみ取りのほうもありますよね。ちょっとわからないんですけども、合併浄化槽等もありますから、あと、水の使用料というのがあるのでしょうか。そういうものの中で、利用者が増えているか増えていないかというところは、現場としては把握できているのかできていないのか。それについてちょっと、わかれば答弁いただきたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） トイレ関係でいいますと、中央を簡易水洗化したということで、例年よりも水の量は上がっています。あと、全体的な水の使用量等につきましては、例年よりもそんなに変わりはないんだらうというふうな考えではあります。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移ります。

14ページになりますが、農業振興費ということで、これは事務費とおっしゃられましたか、高山田地先の事業ということでありますが、これは具体的にどういう事業を今やられておられるんですか。それを改めてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） この事業は、農村地域の景観の一定の整備ということで、いろんなメニューがございます。まず、今年、平成21年度実施した内容としましては、遊休農地の下調査をしまして、そこに景観作物の作付け、また、道路の未舗装の場合については、砕石、そういった補修作業、また、9月の上旬、町道017号線に桜の苗の植栽や、またそれに伴う草刈り、そういったことをまず行っています。また、生態系保存としまして、清水川のホタルの学習会を子供会と実施として事業を進めておるところです。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

大変多面的な農業環境の整備をやられているなどお聞きしましたが、こうしたものは、今後さらに広げていかれるのでしょうか。ぜひ私はこうしたものを広げていっていただいて、いわゆる里山を含めまして、農業環境の整備を図っていただきたいなど。確かに今、実谷・七本、

地区では中山間事業ということで全体的な工事も含めて来年度から始まるやに聞いておりますけれども、その他の地域においても、こうしたものの活用というのは、私は大事ではないかなというふうに考えるわけでありましてけれども、その辺の見通し、町の考えについてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、この事業が一番大きな違いが農村の農家の方、またその地域の方、要するにその地区に住んでいる方たちが合意形成がまず、必要なわけですね。それともう一点が農振農用地域に指定されていること等が条件でございます。先ほど議員のご指摘のあった中山間地域総合整備事業の中では、事業完了後、この農地・水・環境保全対策を導入するという意向は地元のほうでは持っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

それでは最後であります。消防費の中でありまして、14ページでありますけれども、これは工事請負費ということで、エアコンの修繕ということでありますが、これは先般私が指摘した内容になるのでしょうか。そうしますと、これは具体的にどういう内容があったのでしょうか。それで、工事内容がどうなるのでしょうか。そしてまた、これも今年はちょっと暖かな状況で来ております。この間の防災訓練の日も比較的暖かな日でありましたけれども、今日あたりから大分また冷え込んでまいりました。これから特に歳末夜警等始まるわけでありましてけれども、それに間に合うような形での対応がとれるのでしょうか。それも含めまして、説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 消防センターの空調につきましては、石井議員さんに前のご指摘をいただいた件であります。消防センターは平成5年に建築以来、既に16年が経過しており、空調機の室外機については、おおむね15年が耐用年数と言われております。そういう状況からすると、もう買いかえの時期に来ているんだということであります。これはヒートポンプ式でございまして、今回は室外機を主に改修するという内容になっております。今回、補正が通りましたらすぐ発注をして、できるだけ早期に工事のほうを進めてまいりたいというふうに考えておりますが、この暮れにもしかすると間に合わないことも想定されますので、暖房器具について、別の手段を講じて暖をとるようなことで対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

10番、貝塚嘉軼君。

10番（貝塚嘉軼君） 1つちょっとお聞きします。

13ページの保育所費の中の臨時職員、何かお子さんが6名増えたということで1名雇用するんだというお話、説明を聞きましたけれども、今現在、保育士として町に登録している人の人数と、それから、この1名はいつからいつまで雇用するのか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 保育士につきましては、現在、臨時の方は常勤で4名、時間給の方1名を登録して雇っております。

今後、期間につきましては、6カ月ごとに区切っているところでございますけれども、6カ月に到達する一月前に、次の採用に際しての意思があるかどうかを確認して再雇用等をしているところでございます。

子供の受け入れ人数によっても、時には臨時を雇わないこともありますけれども、現在のところは平成22年度も引き続いて雇用する考えであります。

議長（新井 明君） 10番、貝塚嘉軼君。

10番（貝塚嘉軼君） ここに補正されて1名ということで、いつからこの1名を採用するのか、それをお願いします。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 実際のところは10月から1名は採用しているところなんですけれども、不足額につきましては、1月から不足することから、計上させていただきました。

議長（新井 明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

閉会の宣告

議長（新井 明君） 以上で、今定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで石田町長よりあいさつがあります。

石田町長。

町長（石田義廣君） 平成21年第4回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会では、平成21年度一般会計補正予算を初め6議案についてご審議いただきました。議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定いただきまして、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

どうぞ今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、さらに寒さが増す時期になってまいりますので、健康には充分にご留意されまして、希望に満ちた幸多き新年を迎えられますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（新井 明君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして、円滑な運営ができたことを厚くお礼を申し上げます。

年未年始を迎え、何かとお忙しいこととは存じますが、議員各位におかれましては健康に十分配慮され、つつがなく新年をお迎えくださいますようご祈念をいたします。

以上で、平成21年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 3時46分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年 3月11日

議 長 新 井 明

署 名 議 員 川 城 達 也

署 名 議 員 石 井 芳 清